

玄海町告示第99号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び玄海町財務規則（昭和47年玄海町規則第13号）第121条の規定に基づき公告する。

令和7年7月11日

玄海町長 脇山 伸太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和7年度 単委 第4号 町道外津二号線法面土工構造物調査設計業務委託
- (2) 業務概要 **【調査業務】**
法面変状調査 N=1 式
【設計業務】
モルタル法面補修設計 N=1 式
- (3) 業務場所 東松浦郡玄海町大字 今村（外津） 地内
- (4) 業務期間 契約の日から180日間

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和7・8年度の玄海町入札参加資格者として、土木関係建設コンサルタント業務（道路、地質、土質及び基礎）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者の所在地が唐津管内であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始も若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 仕様書等の入手方法

- (1) 原則として、この公告に示す期間内に玄海町のホームページからダウンロードすること。
- (2) 窓口配布は行わない。

4 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町役場まちづくり課へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年7月22日(火) 午後 5時00分
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限(土・日曜日、祝日を除く。)の8時30分から17時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする(期日まで必着)。
- (4) 提出先 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
玄海町役場 まちづくり課 まちづくり係
- (5) 提出内容 ①一般競争入札参加申込書(別紙1)、②営業概要書(別紙2)、
③誓約書(別紙3)
- (6) 申込書様式の入手先
玄海町ホームページに掲載する。

5 現場説明会

現場説明会は行わない。

6 開札日

- (1) 入札書提出期限 令和7年7月29日(火)
- (2) 提出先 玄海町役場 まちづくり課
- (3) 開札日時 令和7年7月30日(水) 午前 9時00分
- (4) 開札場所 玄海町役場 第3会議室

7 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100/110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札保証金等

- ア 入札保証金 玄海町財務規則第124条第1項第2号により免除する。
- イ 最低制限価格 適用対象外のため設けない。
- ウ 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第137条の2第3項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者

- サ 郵便による入札にあっては、入札書が提出期限までに到達しなかった者
- シ 郵送で入札書を送付する場合は、一般書留及び簡易書留以外の方法で郵送した者
- ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 競争に参加し、及びこれに関係する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- イ 地形又は工作物等の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
- ウ 業務の廃止若しくは変更その他必要があると認めるとき。

(4) 落札者の決定方法

- ア 落札者は、予定価格以下の入札者で、最低価格で入札した者を落札者と決定する。
- イ 初度の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- ウ 同価格の落札者が2人以上あるときは、連絡し同価入札者によるくじ引きで、落札者を決定する。出席できない場合は、当該入札事務に関係ない職員がくじを引いて落札者を決定する。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(5) その他注意事項

入札に当たっては、関係法令及び財務規則を遵守すること。また、「郵便入札の留意事項」及び「玄海町建設工事等入札・契約執行要綱」の規定を準用するものとする。

なお、入札立会を希望する場合は、会場準備の都合があるため、必ず事前に連絡すること。

9 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、町のホームページから質問書（別紙5）をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメールで提出すること。

- (1) 照会期限 令和7年7月22日（火）正午
- (2) 照会先 玄海町役場まちづくり課 まちづくり係
電話：0955-52-2156

E-mail：machidukurika@town.genkai.lg.jp

※ 質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載すること。

- (3) 回答 受けた質問の回答については、令和7年7月25日（金）午後5時00分までにメールで送付する。

ただし、本入札とおおよそ関係がない質問や入札の競争性を害するような質問、その他正当ではないと判断した質問については、回答しない。

10 添付資料

様式等については、町のホームページからダウンロードし、提出期限までに提出をすること。

- ア 一般競争入札参加申込書（別紙1）
- イ 営業概要書（別紙2）
- ウ 誓約書（別紙3）
- エ 入札辞退届（別紙4）
- オ 質問書（別紙5）
- カ 入札書（様式第50号）
- キ 特記仕様書
- ク 切抜設計書他
- ケ 郵便入札の留意事項
- コ 玄海町建設工事等入札・契約執行要綱